

資料ページ 番号	サービス名 その他	質問内容	回答内容
86	虐待の防止のための措置	虐待防止のための措置について、法人として虐待防止責任者を置けばいいのか、各施設毎に虐待防止担当者を設置をすればいいのか教えて欲しい。虐待防止担当者を設置する必要があるか、運営規程に記入すればいいのか？	虐待防止担当者については、各事業所ごとの管理者やサービス管理責任者で配置することが望ましいが、法人として一人の者が兼任することも可能。配置については、運営規程に限らず、虐待防止委員会規程や議事録など書面で担当者の氏名が分かるように残しておくこと。
88	意思決定支援の推進	17意思決定支援の推進について 個別支援会議に利用者様が同席するのは岡崎市としては義務ですか？努力義務ですか？	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定められた義務となります。
89	意思決定支援の推進	19個別支援計画の共有について サービス等利用計画書をお願いしてもいただけない相談支援事業所がありますがサービス等利用計画書には交付の義務はありませんか？	サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に対して交付しなければならないとされています。
96	生活介護	重度障害者支援加算について、現行では、看護職員又は生活支援員を常勤換算で1人以上配置している場合という基準は廃止されたと考えて良いか。生活支援員のうち基礎研修修了者が20%以上という数字を計算する場合の生活支援員の数は、職員の数なのか、常勤換算をした数字の20%なのかどのように考える必要があるのか。	1日あたり4時間の加配するという要件は廃止されたが、基準を超える人員が配置されている必要はあることから留意すること。
100	生活介護	前年度平均利用者数について。5～7時間のため×0.75になるが運営規定の人員配置もこの算出をもとに明記するのか？	お見込みのとおり。 人員基準を満たす員数を記載してください。
100	生活介護	上記算出について7時間以上は係数×1でよいのか？係数についての具体的な表はあるのか？	サービス解釈通知「前年度の平均値」を参照してください。
100	生活介護	個別支援計画にサービス提供時間の記載が必須となりますか？	サービス提供時間に加え、生活介護の配慮規定に該当する時間を記載してください。なお、令和6年4月から個別支援計画見直しまでの間は、前月の支援実績等や本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとしてください。 参照：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2(令和6年4月5日)問21
100	生活介護	R6.4月に提出する書類に記載する前年度平均利用者数の算出において「5時間以上7時間未満」の場合は0.75人で計算するのですか？	お見込みのとおり。 具体的な計算方法については、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日)問30を参照してください。
100	生活介護	常時6時間利用の方が体調不良でその日のみ1時間で早退した場合はその日のみ0.5人で計算しますか？それとも常時いる6時間のまま0.75人で計算してよいですか？	本人の体調不良による早退はやむを得ない事情に該当し、標準的な時間に基づき算定することができます。質問のケースではいずれにせよ5時間以上の報酬を算定するのであれば、その場合は0.75人としてカウントすることになります。
100	生活介護	前年度の人員配置算出の考え方で5時間未満は0.5人として考えるなどについては、今回から適用なのか来年度実績算出に必要なのか教えていただきたいです。	令和6年度届出分から適用することとなります。 参照：「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(以下「サービス解釈通知」という)」の「前年度の平均値」を参照
101	生活介護	延長支援加算の箇所に送迎の件が記載されていますが、当事業所の場合、朝早く送迎を利用している方は生活介護7時間、送迎時間1時間以上合計8時間以上になります。その場合の考え方はやはり7時間以上8時間未満としての考えなのか教えてください。	原則として、送迎に要する時間は含まないものであり、質問の例であれば、7時間以上8時間未満のサービス費を算定することとなります。
101	生活介護	今後、生活介護を利用されている方が入所施設に移行された場合に、日中の生活介護を日によって利用される場合は利用可能なのか、又日によって利用時間が変わる場合もいいのかを教えてください。	施設入所者が希望する日中活動系サービス事業所を利用することは可能です。また、標準的な時間は、提供するサービス内容に応じて曜日毎に変えることは差し支えありません。
	生活介護	障害者支援施設の生活介護の基本単位は「7時間以上8時間未満」or「8時間以上9時間未満」のどちらか。	指定障がい者支援施設等が昼間実施サービスとして行う指定生活介護において、施設入所者については、「8時間以上9時間未満」の所要時間の基本報酬は算定できないこととされています。

	重度障がい者支援加算	(施設)基礎研修終了者20%が生活支援員の常勤換算でその月を満たしていれば取れる。 例:生活支援員の数で常勤換算で30の場合、有資格者が常勤換算で6以上あれば取得可能。	常勤換算方法ではなく、生活支援員の実人数で算出してください。 例)生活支援員12名の場合 12名×20%=2.4名 ⇒ 3名以上が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者であること。
102	喀痰吸引等実施加算の創設	喀痰吸引を行った日だけ加算が取れますか？	日ごとの請求となります。
102	喀痰吸引等実施加算の創設	「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」という届け出用紙に「喀痰吸引等実施加算」の項目がないのですが？	届出が必要な加算ではありませんので、適切に要件を満たした上で請求を行ってください。
105	共同生活援助	常勤の勤務すべき時間数 32時間/週について→常勤は40時間/週が基本と思うが、例で「32時間」を用いているのは何か理由があるのか(例えばマイナス8時間は夜間支援分とみなして週の勤務を32時間としているなど)？	常勤の従業者が勤務すべき時間数は、事業所で就業規則等に定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)によることから、事業所によって32時間～40時間/週となります。 例として32時間/週を用いたのは、共同生活援助において新設された人員配置体制加算の取扱いが、加配人員の勤務延べ時間数を40時間/週で除することとする「特定従業者数換算方法」によるものとされているため、その影響をわかりやすく示すためです。
107	施設外就労	就労系サービス(11)共通の② 施設外就労の評価は月2回は変わりませんか？毎月15日までに送っていた施設外就労実施報告書を市に送らなくていいという事ですか？	施設外就労における評価について変更点はありませんが、実績報告は提出は不要となりました。ただし、事業所において作成・保存の義務付けはありますので、留意してください。
107	就労継続支援B型	就労継続B型につきまして、一年間の利用実績の考え方が今後変わりますが、この適用は来年度実績を出すときから変わると考えればよろしいのでしょうか。	平均工賃月額区分の算定式については、令和6年度届出分から適用することとなります。
108	就労継続支援B型	短時間利用減算があるが、当事業所は、精神障がいの方が多いため短時間利用の方が多いため。具体的にこの減算に該当する事例を教えてください。	具体的な事例としては、重度の身体障がいや精神障がい等、障がい特性等に起因するやむを得ない理由により短時間利用になってしまう利用者については算定から除いて差し支えないこととされています。該当するかどうかについては、個別ケースに応じて理由を位置付けられた個別支援計画を基に判断することとなります。 参照: 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日)問57 なお、短時間利用減算が適用となるのはサービス費区分(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)を算定している場合となるので留意すること。
111	計画相談支援	各種支援体制加算(Ⅰ)について、該当利用者をどのように報告、あるいは記録すればよいか。例えば、市役所HPでダウンロードできる各種加算書式にある体制加算の利用者名簿に入力して保管という方法でもよいか。	対象者であるかについては、受給者証の記載(加算対象等)や医師の診断書により確認が可能であるため、写しを保管することも考えられる。
111	計画相談支援	各種支援体制加算(Ⅰ)について、ポイント文からして不可と思われるが、もしも事業所内に研修受講者はいるが、その者が該当利用者を直接担当しておらず、他の相談員が担当する場合、例えば受講者が他の相談員を直接指導できる体制であったとしても、加算(Ⅱ)しかとれないのか。	お見込みのとおり。
111	計画相談支援	各種支援体制加算(Ⅰ)について、対象者に対し、前6ヶ月に「相談支援」を行っている場合に利用者全員に対して(Ⅰ)の区分で算定可能とあるが、ここでいう「相談支援」とは計画あるいはモニタリング作成でなくても良いのか。	サービス利用会議又はモニタリングを行っていることを要する。 参照: 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日)問73
111	計画相談支援	精神障がい者支援体制加算(Ⅰ)について、医療スタッフ等との連携体制が構築されていることはどのようにお示しすればよいか。	研修修了者である相談支援専門員と医療スタッフとの間で精神障がい者への支援に関して検討を行う面談又は会議を実施した議事録等を保管すること。

114	支援時間に応じた基本報酬	重心事業所は、時間区分による設定はしない、とのことだが重心事業所で、重心認定されていない利用児(重心以外の基本報酬を算定するもの)については、この時間区分による報酬が適用されるのか。送迎にかかる時間は含まれないという解釈でよいか。	お見込のとおり。
114	支援時間に応じた基本報酬	児童側の都合により支援時間が短縮された場合には、予定時間での算定が可能とのことであったが、具体的にはどのような場合があてはまるか？ 委員会等による下校の時間変更等もあてはまるのか？ 部活動についてはどのように扱われるべきであるか？(事前に分かる場合でも時期等により変化が多様にあり想定が難しい場合もある。)	【子ども家庭庁 Q&A Vol.1問3参照】 学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなどは利用者の都合と考えると差しつかえない。委員会や部活動等は学校での活動に含まれる。ただし、計画時間と実利用時間に乖離がある状態が継続する場合(例えば、個別支援計画において定める提供時間を3時間としながら、利用者の都合により実際の支援に要した時間が1時間となること、1月の利用でみて恒常的に生じている場合)には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。 利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合(例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等)には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能とする。 (※)詳細は子ども家庭庁Q&A Vol.1 問3参照
114	延長支援加算	重心以外の基本報酬を算定するものについては、運営規定に定める営業時間が6時間以上であれば、1時間以上の延長支援をした場合には加算が算定できるか。 重心事業所(重心児)については、時間区分もなく、延長支援加算も算定できないという解釈でよいか。	お見込のとおり。 ただし、重症心身障がい児の基本報酬を算定している場合でも、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合、延長支援加算を算定することが可能。
114	延長支援加算	レスパイト等とあるが保護者の希望であればよいか？ 留守番のできる児童はどういった考え方となるか。	単に保護者の希望だけでなく、児童本人の状態(留守番ができることも含む)や家族の事情等の預かりニーズを勘案し、延長支援の必要性について検討し、その上で算定することは可能。
114	延長支援加算	今まで16時まで支援を実施していたが、15時までとなると療育を受けられる時間が減ることになるのでは？	5時間(または3時間)を超える長時間の支援については、あらかじめ延長支援が必要な理由、時間、内容等を個別支援計画に位置付けたうえで、延長支援加算として評価を行うこととなります。
114	延長支援加算	①支援時間前後の時間を合算はできないとのことであるが、支援時間後のみ1時間の延長時間は算定可となるか？ ②支援時間前に1時間、支援時間後に1時間の場合にはどのように考えられるべきか？	①お見込の通り。 ②支援時間前後の延長時間を合計した区分で算定する。(2時間以上の区分)
115	人員配置	「常勤・専従」「常勤・兼務」「非常勤・専従」「非常勤・兼務」の考え方を改めて教えていただきたい。 (1)当事業所で、①児童発達支援②居宅訪問型児童発達支援③保育所等訪問支援の3事業に勤務する場合は、①と②については「常勤・兼務」、3つ目の事業となる③は「非常勤・専従」 (2)当事業所で、①児童発達支援②保育所等訪問支援に勤務し、③同一法人内の他事業所にも勤務する場合は、全て「非常勤・兼務」となるか。 (3)当事業所で、①児童発達支援に勤務し、②同一法人内の他事業所にも勤務する場合は、どちらも「非常勤・専従」となるか。	(常勤)当該事業所における勤務時間が就業規則に定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している (非常勤)上記時間数に達していない (専従)当該事業所で、その職種以外の職務に従事していない (兼務)当該事業所で、複数の職種に従事している 常勤・非常勤・専従・兼務は、事業所単位での配置状況により考える。 複数の事業所で勤務している場合、同一法人内であってもそれぞれの事業所で非常勤となる。(管理者のみの兼務を除く。以下同じ。) 兼務も同様に、事業所内で複数の職種に従事している場合は兼務となるが、他の事業所との掛け持ちしている場合は兼務とはならない。 (1)①②③が1つの多機能型事業所(障がい児通所支援事業のみを行う場合に限る。以下同じ。)である場合は、「常勤兼務」または「非常勤兼務」となる。 (2)多機能型事業所であれば①②は「非常勤兼務」、③は「非常勤専従」となる。 (3)①②のそれぞれで複数の職種に従事していなければ、「非常勤専従」となる。

115	人員配置	「常勤・専従」の考え方として、就業規則に規定する常勤の時間数の勤務があるかどうかという考え方だと思うが、利用児が一人もない日については、同法人内の他事業所の応援に行ってもよいか(その場合は、専従ではなくなるのか)	利用児のあり・なしに関わらず、サービス提供時間内は基準人員を配置する必要がある。ただし、事前に利用児がいなかったことが予定された日で、事業所がその日を休業日とした場合は配置は不要。その場合は事前に(遅くとも前月の15日までに)保護者に休業について連絡する必要がある。
115	児童指導員等加配加算	以前の通知にもあるように、日ごとに基準人員に加え、児童指導員等を1以上配置した日において算定が可能という内容だと思うが、配置形態と経験年数の組み合わせで算定できる点数が異なるが、1以上配置した人員が、常勤専従者なのか、常勤換算なのか、5年経験があるものなのか、5年未満の従業者なのかを日ごとに確認して、該当する点数を算定するのか。	児童指導員加配加算は当該月に常勤1または常勤換算1.0以上を加配した場合に算定可能となり、日ごとに加配職員を配置する必要はない。当該月に加配する職員の配置形態(常勤・非常勤)と経験年数により算定する。
115	児童指導員等加配加算	児童指導員加配加算の児童福祉事業経験には、高校教諭や中学校教諭としての通常学級での経験年数も含まれるか?	【子ども家庭庁 Q&A Vol.1問12参照】 児童指導員等加配加算における「児童福祉事業に従事した経験」については、 <u>児童福祉法に規定された各種事業(※)での経験に加え、幼稚園(特別支援学校に限らない)、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験を含むものとする。</u> (※)詳細はこども家庭庁Q&A Vol.1 問12参照
115	専門的支援加算	専門的支援体制加算において、理学療法士等に該当する人材は児発・放デイともに同じ要件か。(令和5年度まではサービス間に違いがあった。)	お見込の通り。
115	児童発達支援放課後等デイサービス	基本報酬について定員区分が見直されたが、定員5~7人の区分であっても、5・6・7のいずれかで定員数を定める必要があるか。 また、この定員数には、重心児だけでなく、重心以外の基本報酬を算定するものも含まれるか。	お見込のとおり。
115	専門的支援加算	重心事業所における機能訓練担当職員との兼ね合いはどのように考えるか。 機能訓練担当職員として配置するスタッフが、専門的支援実施加算を算定できることがあるか。	重心事業所において基準人員の機能訓練担当職員として配置されているが、専門的支援実施加算にあたる支援を実施することは可能。
116	専門的支援加算	専門的支援実施加算において、理学療法士等を配置とあるが、専門的支援体制加算と同様の要件を満たす職員を指すか。	お見込のとおり。
116	専門的支援加算	専門的支援実施加算において、専門的支援実施計画に基づいて支援を行うことについて ① 計画を立てた職員以外の理学療法士等が支援を行うことで算定できるか。 ② 計画を立てた職員以外の理学療法士等でない職員が支援を行うことで算定できるか。 ③ ①②が可である場合、基準や加配加算にカウントしている職員が計画に基づいて支援を行った場合は算定できるか。	①算定可。ただし理学療法士等の専門性に基づいた支援であること。 ②算定不可。 ③基準人員にあたる従業者や児童指導員加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員による支援も算定可能。
116	専門的支援加算	常勤専従である児童指導員として配置されている従業者が作業療法士の資格を有している場合、専門的支援実施加算の支援者となるか。	児童指導員としての配置時間と作業療法士としての配置時間を区別する必要があり、その場合常勤兼務による配置となる。

116	専門的支援加算	専門的支援実施加算において、専門的支援実施計画に盛り込むべき内容は何かがあるか。	【子ども家庭庁 Q&A Vol.1問16参照】 専門的支援実施加算の算定にあたっては、個別支援計画を踏まえ、支援を提供する専門職が専門的支援実施計画を障害児ごとに作成することが必要となるが、計画には、以下の項目を記載することを想定している。 ・当該専門職によるアセスメントの結果 ・5領域との関係の中で、特に支援を要する領域 ・専門的な支援を行うことで、目指すべき達成目標 ・目標を達成するために行う具体的な支援の内容 ・支援の実施方法 等 上記の項目に限らず、ニーズに応じた専門的支援に必要であると考 えられる項目について記載するとともに、計画的に質の高い専門的支援を提供する上で有効な 計画とすることが求められる(例えば、障害特性を踏まえた配慮事項について記載する、個別支 援計画の支援との関連性を記載する、支援の改善が図れるような構造とするなど)。
	専門的支援加算	専門的支援加算は、非常勤職員でも加算対象となるのか？	お見込のとおり。ただし体制加算については常勤換算で1.0以上の加配が必要。
	専門的支援加算	小集団でも可能とのことだが、どのような実施方法が具体的に可能なのか？	【子ども家庭庁 Q&A Vol.1問17参照】 専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保し た上で、小集団(5名程度まで)による実施や、理学療法士等の専門職とは別の職員を配置した 上で、小集団の組み合わせ(2の小集団まで)による実施も可能とする。
	専門的支援加算	専門的支援加算で配置された職員(作業療法士等)は、配置されている期間を児童指導員任用要件の 実務経験として算定できるか？	お見込のとおり。
117	子育てサポート加算	子育てサポート加算は、個別で実施する必要があるか。 複数の家族に参加してもらい、個別にスタッフがつき、それぞれの活動等の場面で児の特性やかかわ り方を伝える支援をしている場合には、子育てサポート加算の対象と考えてよいのか。	複数の児童及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの状態に応じた支援 が可能な体制を確保し支援を実施すること。この場合において、従業者1人があわせて行う相談 援助は、最大5世帯までを基本とする。
117	医療連携体制加算	重心事業所における重心以外の基本報酬を算定する医療的ケア児の場合、医療的ケア区分による基 本報酬を算定するか、医療連携体制加算を算定するかは、事業所で決めることになっており、医療的 ケア児(重心の医療的ケア児は含まない)が3名以上となる場合は、事業所による選択はできず、医療 的ケア区分による基本報酬を算定することになるという理解でよいのか。 重心医療的ケア児を含まない点や、今回重心事業所の定員区分が変更になったこと等による変更は ないか。	お見込のとおり。
118	送迎加算	重心事業所で、重心以外の基本報酬を算定するものに対して、看護師を配置して送迎を行う場合は、 今回の改訂以前は、54単位+37単位を算定していたが、今回の改訂では、看護師が同乗し、医療的ケ ア児を送迎した場合は54単位+40単位(スコア16点以上であれば、54+80)を算定すると変更された という考え方でよいのか。	お見込のとおり。
118	強度行動障がい支 援加算	強度行動障害児支援加算において、配置された修了者は基準や加配加算の人員にカウントできるか。 非常勤職員でも良いのか。	【子ども家庭庁 Q&A Vol.1問18参照】 お見込のとおり。
119	個別サポート加算	重心事業所で、重心以外の基本報酬を算定するものに対しては、対象として該当する児童に対し算定 可能という考えでよいのか。	お見込のとおり。

119	個別サポート加算	放課後等デイサービスにおいて、個別サポート加算Ⅰの対象となる児童について	就学児サポート調査表において、 (1)行動上の課題を有する就学時の場合 各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上。 (2)著しく重度の障がいをもつ就学児の場合 <u>食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助が必要となる児童</u>
119	個別サポート加算	障害児個別サポート加算Ⅲに関しては、受給者証に記載がなくても請求できるのでしょうか。不登校とはどの程度からが対象と考えられるのか。学校が認めた場合であればよいのか？	【子ども家庭庁 Q&A Vol.1問49参照】 本加算は、不登校の状態にある障害児に対して発達支援を行うことに加え、学校及び家庭との連携を緊密に図りながら支援を進めることを要件としており、 ・事業所が、不登校の状態にあると考えた障害児について、 ・保護者の同意を得た上で、 ・学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された場合に、 支援の取組を進めていくことを想定している。 なお、取組の中では、 <u>月1回以上、学校と情報共有等を行うことを求めており、その際、障害児の不登校の状態について確認を行い、事業所と学校の間で、本加算による支援の継続の可否について検討を行うこととしている。</u>
120	視覚・聴覚・言語機能障がい児支援加算	同行援護の研修を修了している児発管がいるが、児発管は専門性を有する者の支援として加算の対象となるのか？	お見込のとおり。
120	訪問支援員特別加算	従事経験には、医療機関や教育機関現場での医療的ケア児や障害児に対する業務経験は含まれるとのQ&Aが出されている。 加算対象訪問支援員に含まれた児発管について。基礎資格として社会福祉士を所持しており、児発管勤務以前に社会福祉士として医療機関で上記の経験がある場合は、加算の対象になるか。	【子ども家庭庁 Q&A Vol.1問52参照】 実務経験には資格取得後、もしくは配置された日以後の実務が含まれる。 児発管として配置された従業者が支援を提供する場合は、児発管として配置された日以前の経験は含まれない。
120	訪問支援員特別加算	①保育所等訪問支援の場合、保育所等訪問支援の経験が5年あれば業務従事10年以上の区分、3年以上あれば5年以上10年未満の区分に該当すると解釈すればよいのか。 ②保育所等訪問支援の経験がなくとも、障害児支援の経験が5年以上あれば、保育所等訪問支援の訪問支援員特別加算の算定が可能と考えてよいのか	①お見込のとおり ②下記(ア)又は(イ)の期間が5年以上の訪問支援員であれば、訪問支援員特別支援加算(Ⅱ)が算定可能。 (ア)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 (イ)児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、相談支援専門員として配置された日以後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
121	多職種連携支援加算	2人以上の複数の訪問支援員で、うち一人は訪問支援員特別加算を算定できる職員が連携して支援を行った場合(複数の支援員は異なる職種経験を有すること)とあるが、訪問支援員には児発管は含まれていないと理解しているが、例えば特別加算の算定が可能である看護師(もしくは保育士)と児発管(特別加算の算定不可)という組み合わせは認められるのか。	複数の訪問支援員は下記の内、それぞれ異なるいずれかの資格・経験を有する訪問支援員であることとされており、児発管として配置されている場合は認められない。 ①保育士又は児童指導員、②理学療法士、③作業療法士、④言語聴覚士、⑤看護職員、⑥児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、障がい児相談支援専門員若しくは障がい者相談支援専門員、⑦心理担当職員
122	自立サポート加算	(32)自立サポートは高校生のみでしょうか？	【子ども家庭庁 Q&A Vol.1問48参照】 進路を選択する時期にあたる、高校3年生及び2年生の児童が基本となるが、中学校卒業後に進学しない児童や、高校を中退する予定の児童も対象となり、卒業、中退などが予定される日から遡って1年間の期間を支援の対象期間とする(例えば中学校卒業後に進学しない児童の場合、中学3年生の期間を対象とする)。

122	通所自立支援加算	通所自立支援加算について、どのような場合が加算対象となるのか、具体的な距離数や時間を示してもらふことは可能か？	【子ども家庭庁 Q&A Vol.1問44参照】 同一敷地内での通所はもとより、学校の目の前に事業所がある場合や、徒歩数分の距離の通所などについては、その間に横断歩道などの場面があるとしても、加算により評価する通所自立支援に当たるとは考えられず、本加算は算定できない。 また、居宅や学校から事業所への道のりの途中までを別途の手段で移動し、途中の地点から事業所に移動する場合、それが日々変わるものでなく固定された通所経路である場合には、当該地点からの通所自立支援をもって本加算を算定し得る。ただし、この場合においても、極めて近距離の通所は対象外であることに留意すること。
169	生活介護	延長支援加算の人員配置はどのようにすればよいでしょうか？ 1名のご利用でも2名の職員配置となりますか？	生活介護においては、延長時間帯に基準上置くべき直接支援職員を1名以上配置していることが必要である。
169	生活介護	7時間以上のご利用の場合、サービス提供時間(現在は、9:30~15:30)を運営規程の変更(例えば、8:30~17:15のようにサービス提供時間と営業時間が同じとなる)をしないとイケないでしょうか？	サービス提供時間を超過して利用した場合においても、個別支援計画に位置付けた上で、現にサービスを提供した時間で報酬算定することは差し支えありません。なお、そうした状況が続くようであれば、運営規程の見直しを検討してください。
169	生活介護	常勤看護職員等加配加算-看護師が常勤換算で4.4の予定ですが、28単位×4人で取得できますか？ (岡崎市看護職員等配置加算は無くなりますか？)	お見込みのとおり。 常勤換算数の小数点以下は切り捨てとなります。 岡崎市看護職員等配置加算については報酬改定を踏まえ内容を検討していきます。
169	生活介護	入浴支援加算-医療的ケアは必要な者等と記載がありますが、重心のかたも対象ですか？	重症心身障がい者も対象となります。
244	個別支援計画	個別支援計画の担当者について、記入例などあるのか？ 加算対象となる事項を盛り込みたいが、記入例などあるのか？	事業者説明会資料244ページの参考様式を参照。 加算については個別支援計画に記載し保護者の同意を得ることが必要なことから、算定が想定されるものについては記載すること。
	その他	組織体制図などは就労継続Bも含め法人統一での作成でもよいか？	差し支えありません。
	人員配置	“常勤職員一人以上配置”に関しては常勤が公休の場合には非常勤のみで基準人員が配置されていても基準欠如とならないという考え方で正しいか。	お見込みのとおり。